



日乗連ニュース

ALPA Japan NEWS

発行: 日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan

HUPER 委員会

〒144-0043

東京都大田区羽田5-11-4

フェニックスビル

TEL.03-5705-2770

FAX.03-5705-3274

E-mail:office30@alpajapan.org

www.alpajapan.org

Date 2011.11.10 No. 35-19

## ICAO Annex 6 “疲労管理規定” の再改定！

### 「FRMS:疲労リスクマネジメントシステム」の規則を 各国に通達！（2011年12月15日適用）

2011年7月13日、国連国際民間航空機関：ICAOの会議において、国際航空協定へ向けたICAO Annex 6（国際航空、航空機の運航PART 1）の改定案が採択されました。

新しい「標準と勧告：SARP」は、2011年10月30日に有効、12月15日に適用となり、その改定の中には、疲労管理の為の新しい必要要件が含まれています。

Annex 6(改定)PART 1の4.10項では、各国に対して疲労管理に関する規則（法規）を定める事を要求しています。また、その目的は「運航乗務員および客室乗務員が、十分な注意力を維持する事を確実にする為である」と述べられています。飛行時間、飛行勤務時間、勤務時間、休養時間の為の規則は、「科学的原則と知見に基づくべき事」が必要であると、今回の改定ではっきりと明記されるに至りました。

今回の新しい規定は、それに加えて当該国（航空局）が、疲労管理の為にFRMS：疲労リスクマネジメントシステムを導入する事を航空会社に認可する場合の指針を詳細に定めています。

ICAOはAnnex 6の改定に加え、適切なFRMSの実行を確実にする為に「国が参考とすべきFRMSガイダンス（ICAO DOC 9966）」、そして「航空会社の為のFRMS実行手引書」をICAO、IATA、IFALPAの共同で作成しました（日乗連ニュースNo. 35-09参照）。

これらには、乗員の疲労に係わる全ての条件を科学的な方法で再評価し、それをもとに乗員が運航中に適正なパフォーマンスを発揮できるための方策やプロセスが定められています。FRMSの実行により、規範的疲労管理規定（注＝時間制限を主体とする疲労管理規定）と比較してそれと同等以上の安全レベルの提供を確実にしなければなりません。

#### 〈IFALPAのこれまでの取り組みと今後に向けて〉

IFALPAは当初より、疲労管理の為の取り組みに積極的に関わり、ICAO FRMSタスクフォースのメンバーとしても、FRMS実施へ向けた「ICAOの標準と勧告：SARP」の作成に関わり、そして国と航空会社の為の広範囲な（FRMSの）指針を提供するガイダンス作成にも大きく関わってきました。

そして今後は、国や航空会社が、このICAO Annex 6ならびにICAOガイダンスに沿った施策を、確実に実行する為の働きかけや取り組みを、各加盟組合と共に行っていきます。

